

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【事業年度】	第71期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 竹内 正人
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区池辺町4475番地
【電話番号】	(045)287-0300(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 西尾 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	21,442	18,707	17,460	16,805	20,195
経常利益又は経常損失() (百万円)	60	764	155	25	1,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,510	606	22	76	1,030
包括利益 (百万円)	1,404	798	48	107	1,216
純資産 (百万円)	8,183	8,981	9,029	9,137	10,296
総資産 (百万円)	27,493	27,581	26,492	24,816	26,217
1株当たり純資産 (円)	2,083.06	2,365.75	2,383.05	2,421.14	2,851.88
1株当たり当期純利益 (円)	534.81	214.87	7.83	27.10	364.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	375.02	163.04	5.68	16.64	235.65
自己資本比率 (%)	29.8	32.6	34.1	36.8	39.3
自己資本利益率 (%)	20.2	7.1	0.2	0.8	10.6
株価収益率 (倍)	4.60	9.29	164.29	56.68	8.21
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,030	1,436	2,737	1,123	859
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	410	418	129	163	300
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,106	2,190	1,385	419	617
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,658	1,994	3,217	2,350	2,291
従業員数 (人)	999	810	817	775	698

(注) 1. 売上高は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜きの価格で表示しております。

2. 当社は2017年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	21,352	18,700	17,449	16,798	20,161
経常利益又は経常損失 () (百万円)	496	250	153	2	1,231
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	723	65	1,289	68	1,012
資本金 (百万円)	5,895	5,895	5,895	5,895	5,895
発行済株式総数 (千株)	30,600	5,130	5,130	5,130	5,073
純資産 (百万円)	6,915	6,849	8,139	8,206	9,163
総資産 (百万円)	25,620	25,598	25,260	23,504	24,650
1株当たり純資産 (円)	1,634.15	1,610.97	2,067.69	2,091.75	2,450.92
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	256.18	23.03	456.71	24.14	358.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	179.63	-	331.26	14.82	231.58
自己資本比率 (%)	27.0	26.8	32.2	34.9	37.2
自己資本利益率 (%)	11.0	-	17.2	0.8	11.7
株価収益率 (倍)	9.60	-	2.82	63.63	8.36
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	747	710	721	691	613
株主総利回り (%)	140.6	114.1	73.5	87.8	171.3
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	273	3,260 (349)	2,134	1,988	3,330
最低株価 (円)	135	1,970 (229)	910	750	1,371

(注) 1. 売上高は、消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第68期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は2017年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第68期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2【沿革】

年月	概要
1960年4月	日本電気株式会社と米国ヒューズ・エアクラフト・カンパニーの合併会社として、東京都千代田区丸の内に資本金3億60百万円で、防衛用及び一般産業用電子機器並びにこれらに使用される部品の製造、販売、保守、修理等を営業目的とし、日本アビオニクス株式会社の商号をもって設立
1961年11月	横浜市瀬谷区に現横浜事業所を開設
1964年6月	大阪営業所（現西日本支店）を開設
1965年11月	本店を東京都港区西新橋一丁目15番1号に移転
1969年4月	横浜事業所本館を新設
1970年4月	創立10周年を迎え、横浜事業所本館を増設
1970年11月	資本金を8億27百万円に増資
1971年4月	横浜事業所第3工場を新設
1975年8月	名古屋出張所（現中部支店）を開設
1979年4月	当社の全額出資により山梨アビオニクス株式会社を設立
1980年4月	創立20周年を迎え、社名を日本アビオニクス株式会社に変更
1983年6月	資本金を10億円に増資
1988年2月	東京証券取引所市場第二部に上場し、資本金を36億40百万円に増資
1989年9月	当社の全額出資により福島アビオニクス株式会社を設立（現連結子会社）
1989年12月	資本金を67億69百万円に増資
1994年7月	本店を東京都港区西新橋三丁目20番1号に移転
1998年4月	横浜事業所環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得
2003年3月	資本金を87億69百万円に増資
2003年4月	神奈川県高座郡寒川町に相模事業所を開設
2004年8月	資本金を51億45百万円に減資
2006年6月	日本電気株式会社からNEC三栄株式会社の全株式を譲受
2006年8月	本店を東京都品川区西五反田八丁目1番5号に移転
2008年4月	赤外線事業を会社分割により、NEC A v i o赤外線テクノロジー株式会社（NEC三栄株式会社を商号変更）に承継
2010年5月	相模事業所を横浜市都筑区に移転し、新横浜事業所と名称を変更
2012年9月	資本金を58億95百万円に増資
2012年10月	NEC A v i o赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併
2013年4月	日本ヒューチャア株式会社の全株式を取得
2015年4月	日本ヒューチャア株式会社を吸収合併
2018年10月	山梨アビオニクス株式会社を吸収合併
2020年1月	公開買付けの結果、NAJホールディングス株式会社が議決権の50%超を保有することとなり、当社の親会社となる
2020年6月	本店を神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2に移転

3【事業の内容】

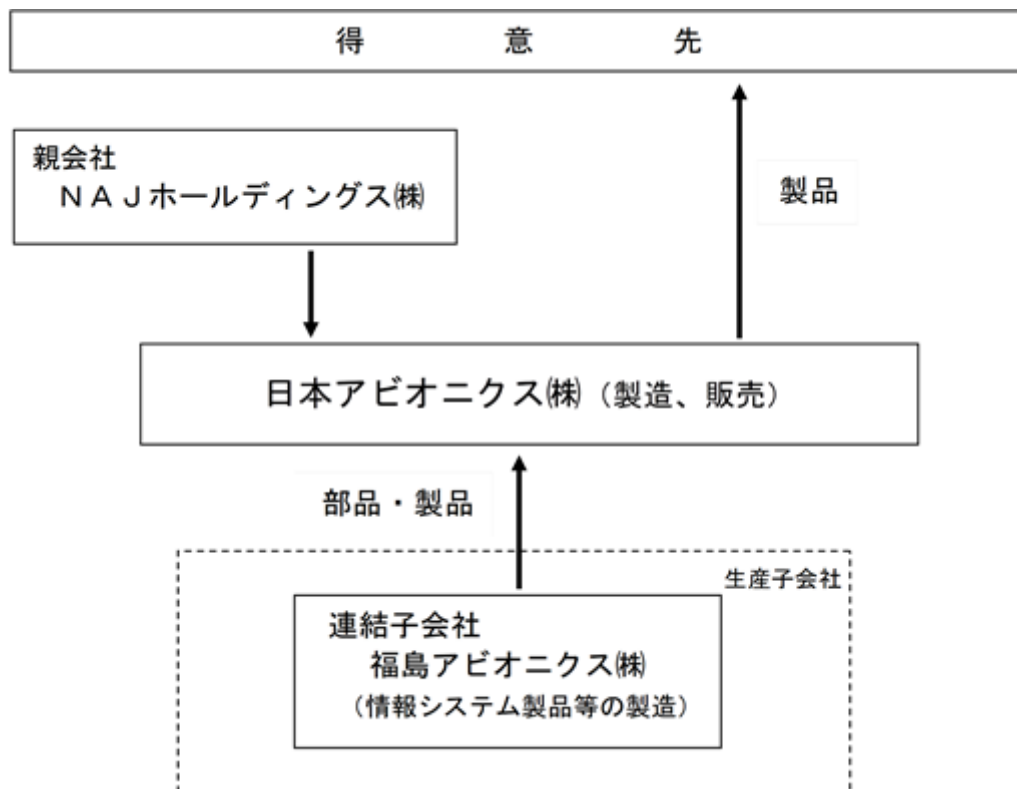
当社及び当社の関係会社は、当社、親会社（N A Jホールディングス株式会社）及び当社子会社1社により構成され、情報システム、電子機器の販売を主な事業内容としております。当社企業グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

部門	事業内容	主要な会社
情報システム	表示・音響関連装置、 誘導・搭載関連装置、 指揮・統制関連装置、 ハイブリッドI C	当社、 福島アビオニクス(株)
電子機器	接合機器、 赤外線機器	当社、 福島アビオニクス(株)

当社の親会社であるN A Jホールディングス株式会社は、当社の株式1,415千株を所有しており、議決権の所有割合は50.26%となり、事業活動を支配・管理する業務を行っております。

以上について図示すると次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
NAJホールディングス(株)	東京都千代田区	0	事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務	50.26	事業活動の支配・管理

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
福島アビオニクス(株)	福島県郡山市	450	情報システム製品等の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、当社からの資金援助、建物の賃借

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
情報システム	413
電子機器	168
報告セグメント計	581
全社(共通)	117
合計	698

- (注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 特別転進支援施策の実施等により前連結会計年度末と比較して77名減少しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
613	47.9	21.0	6,507

セグメントの名称	従業員数(人)
情報システム	328
電子機器	168
報告セグメント計	496
全社(共通)	117
合計	613

- (注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。
2. 従業員の平均年間給与は、時間外手当等諸手当及び賞与が含まれております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 特別転進支援施策の実施等により前連結会計年度末と比較して78名減少しております。

(3) 労働組合の状況

日本アビオニクス労働組合は1964年10月に結成され、2021年3月31日現在の組合員数は325人であります。当組合は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。なお、会社と組合との関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社企業グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社企業グループは、独自のエレクトロニクス技術とシステム技術により、お客様のために新しい価値を創造し、安全で豊かな社会（人と地球にやさしい情報社会）の実現に貢献することを経営の基本理念としております。

この理念を実現するため、グループ企業行動憲章並びにグループ行動規範を制定して、企業倫理、コンプライアンスの徹底に努め、また、収益力を高めることにより、事業の継続的発展と顧客・株主・従業員・社会などステークホルダーへの還元をはかってまいります。

(2) 経営戦略、経営環境及び優先的に対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、各種政策の効果や海外経済の持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、変異株の感染拡大に対する懸念などにより、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で当社企業グループは、引き続き社会基盤の維持に不可欠な当社企業グループ製品の製造を継続する一方、お客様、従業員の安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めます。そのうえで、世界的な環境意識の高まりや新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式に適應した需要の変動を的確に捉えた事業活動を推進いたします。また、組織機構改革により収益基盤の更なる強化、間接業務の効率化を進め、持続的な成長と一層の企業価値向上に努めてまいります。

事業別には以下の施策を推進してまいります。

情報システム

これまで注力していたQCD（品質、コスト、納期）の改善活動は、成果があがっていることから、今後も継続展開してまいります。また、組織機構改革を実施するとともに連結子会社福島アビオニクス株式会社と一体となった生産体制構築により収益力を強化してまいります。

電子機器（接合機器）

デジタル社会への移行や自動車市場におけるCASEと呼ばれる技術革新により、関連市場は引き続き堅調と思われま

電子機器（赤外線機器）

す。これらの需要獲得のため、お客様の新型コロナウイルス感染症対策や評価時間短縮のための接合サンプルテストのリモート実験の推進や海外販売網の強化を進め、部品及び材料の変化に対応したソリューション提案で顧客の価値向上に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、景気回復の時期が不透明な状況となっております。また、当社企業グループが関連する宇宙・防衛市場は、防衛省の海外調達は今後も高水準で推移することが予想されま

す。そのような中で当社企業グループは、収益基盤の更なる強化と間接業務の効率化により、2022年3月期の業績は、売上高200億円、営業利益15億50百万円を見込んでおります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、当社企業グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があり、顕在化の可能性が一定程度あると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日（2021年6月23日）現在において判断したものであります。また、以下の記載事項は、当社企業グループの事業等に関するリスクすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

また、当社企業グループのリスク管理体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 リスク管理体制の整備の状況」に記載しております。2021年度については、リスク管理強化のため、リスク管理体制の見直しを行っております。現在、各部門におけるリスクの洗い出しを進めており、今後、リスク・コンプライアンス委員会において、重要なリスクを抽出、分析、評価等を経た上で、当社企業グループとしての重点対策リスクを決定する予定です。

<市場・事業運営に関するリスク>

(1) 顧客の需要動向等による影響について

当社企業グループの情報システムについては、宇宙・防衛等の官公庁向けであるため、官公庁の需要動向に影響されます。特に中期防衛力整備計画の規模及び内容は、当社の防衛関連製品に中期的に影響を及ぼす可能性があります。また、電子機器については、国内外の一般企業向けであるため、顧客の設備投資の需要動向に影響されます。特に海外市場の動向等に想定を超える変化が生じた場合、当社企業グループの電子機器製品の業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、顧客の需要動向を注視し、予算に織り込むなどの対応を行っていますが、こうした顧客の需要動向等に想定を超える変化が生じた場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 日本電気株式会社との関係

当社は、日本電気株式会社の連結子会社でなくなることに伴い、同社との間で、当社と同社企業グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ITシステムの取り扱い、人事交流等に関する両者間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。当社企業グループは、情報システム製品における独自の技術力により、防衛関連製品に関して連携をとっておりますが、日本電気株式会社の事業展開方針の変更によっては当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 価格競争について

当社企業グループが事業を展開するエレクトロニクス業界において競争が激化しており、特に電子機器製品は激しい価格競争にさらされております。当社企業グループではコストダウンを進めるとともに、高付加価値新製品の継続的な投入により市場競争力の維持・向上に努めておりますが、価格競争のさらなる激化や長期化が生じた場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) たな卸資産等の処分について

当社企業グループは、設計、資材調達から生産・出荷までのプロセス改善活動によりリードタイムの短縮等に努めております。しかしながら、情報システム製品については長期にわたる製品ライフサイクルに対応するための保守部品等の在庫、電子機器製品については需要動向の急激な変化等による在庫が発生することが想定されます。これらの在庫が陳腐化した場合には、たな卸資産等の評価損や処分により当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術革新への対応について

エレクトロニクス業界は、技術の急速な進歩とそれに伴いユーザーのニーズやウォンツも急速に変化しております。当社企業グループではユーザーのニーズやウォンツに対応し、競争力を維持・向上して事業を成長していくために意欲的な新製品開発を継続して実施しております。しかしながら、当社企業グループの努力を上回る速度での技術革新、ユーザーのニーズやウォンツの変化が生じた場合、当社企業グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 品質管理等について

当社企業グループは、厳格な品質管理の下に製品を製造しておりますが、製品に欠陥が生じないという保証は無く、欠陥の発生によりリコールの対象となる可能性や製造物責任を負う可能性は否定できません。製造物責任についてはPL保険に加入しているものの、状況によっては当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社企業グループでは、競争力ある製品を開発、製造及び販売するため、優秀な人材を確保・育成し続ける必要があり、このため積極的な採用・人材育成に努めています。しかしながら、必要な人材を確保・育成できない場合、当社企業グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 環境問題について

当社企業グループの事業は、有害物質の使用及び取り扱い、廃棄物処理、製品含有化学物質、土壌・地下水汚染の規制等を目的とした様々な環境法令の適用を受けており、環境方針に従って日常的な点検等を実施するなど、法令及び政府当局の指針の遵守に努めています。しかしながら、将来、より厳格化する環境規制への対応等により、当社企業グループの業績、財務状況及びレピュテーションに影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害・感染症等の影響について

当社企業グループでは、大規模地震等の自然災害、新型インフルエンザの流行等に備え事業継続計画（BCP）を策定し、安全確保・安否確認、事業の早期復旧、経営データの他地域へのバックアップ等の対策を進めております。しかしながら自然災害等による生産拠点の直接被害の他、原材料購入先・外注先の被害や流通網・供給網の混乱による操業の中断、生産・出荷の遅延等が発生する可能性があります。更に復旧対応のための費用支出等により、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等については、次のとおりです。

（事業活動への影響）

新型コロナウイルス感染症については、その影響が長期化する中で、各種政策の効果や海外経済の持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、変異株の感染拡大に対する懸念などにより、先行き不透明な状況が続くものと思われます。このため、お客様への訪問等の営業活動や部品入手に支障をきたすおそれがありますが、情報システムは防衛関連製品が中心のため安定しており、電子機器は主に5G関連の設備投資や新型コロナウイルス感染症対策関連需要が堅調と思われます。一方で、今後事態が更なる感染拡大が進行した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

（感染リスクの低減）

時差出勤の推奨、業務体制の見直し及び社内外の会議はWeb会議等の活用を推進するとともに、各事業所には赤外線サーモグラフィカメラ（当社企業グループ工場で製造）を設置し、従業員のほか、ご来訪者様にも入館の際に体表面温度の確認をお願いする等、感染リスクの低減に努めています。

<コンプライアンス等に関するリスク>

(1) 従業員等による不法行為、違法行為について

当社企業グループは、企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「Avioグループ企業行動憲章」及び「Avioグループ行動規範」の徹底、教育等により従業員等のコンプライアンス意識向上をはかっております。しかしながら、これらにより従業員等による業務上の不法行為、違法行為等の発生の可能性がなくなるものではありません。従業員等による不法行為、違法行為等が発生し、第三者に対する損害賠償請求、営業停止・取引停止処分等を受けた場合、当社企業グループの業績及び社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権について

当社企業グループは、他社と差別化できる技術とノウハウの蓄積に努めており、自社が保有する技術等については特許権等の取得による保護をはかるほか、他社の知的財産権に対する侵害がないようリスク管理に取り組んでおります。しかしながら、当社企業グループの知的財産権を無視した類似製品の出現、当社企業グループの認識していない知的財産権の存在又は成立によって当該第三者より損害賠償等の訴訟を起こされる可能性もあります。これらの結果、当社企業グループの業績、財務状況及び社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティについて

当社企業グループは、「Avio情報セキュリティ基本方針」に基づき、全従業員向けの情報セキュリティ教育の定期的な実施を含む情報セキュリティ対策を徹底し、事業遂行の過程で入手する多数の個人情報や機密情報の流出防止には細心の注意を払って管理しております。また、近年はサイバー攻撃の増加が想定され、防衛関係企業への不正アクセスが公表されるなど、情報セキュリティのリスクが高まっております。そのため、予想を超えるサイバー攻撃などの予期せぬ事態により情報の流出・漏洩が発生した場合には、社会的信用の低下や、その対応に要する多額の費用負担が、当社企業グループの業績、財務状況及びレピュテーションに影響を及ぼす可能性があります。

<財務・会計に関するリスク>

(1) 資金の調達について

当社企業グループは、当社企業グループの財務状況を定期的に管理し、健全な財務状況の維持に努めております。しかしながら、当社が締結している借入金契約の一部には、財務上の特約等が付されているものもあり、当該特約に抵触した場合には、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産について

当社企業グループが現在計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異に関するもので、すべて将来の課税所得を減額する効果を持つものです。市況の後退や経営成績の悪化などの事象により、当社企業グループが現在計上している繰延税金資産の全額又は一部について回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産の取崩しにより、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務について

当社企業グループは、確定給付企業年金に関するガイドラインを定め、財務に関する専門知識を有する人材を年金資産の運用責任者として選任しております。運用方針については、年金事務局会議等での議論を経て、決定しております。実際の運用については、運用方針に基づいて信託銀行等に委託しております。しかしながら、当社企業グループの年金資産の市場価値や運用利回りの変動、将来の予想退職給付債務の計算の根拠となる数理計算上の前提の変更、また将来の年金制度や会計基準の変更があった場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替相場の変動について

当社企業グループでは、外貨建ての案件を一部取り扱っており、為替相場の変動リスクを低減するために円建てによる取引を交渉するなどの対応を行っております。しかしながら、急激な為替相場の変動により、当社企業グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社企業グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が制限され、景気は急速に悪化しました。各種政策の効果により持ち直しの動きがみられましたが、感染の再拡大が深刻化しており、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社企業グループを取り巻く事業環境は、民間設備投資は低迷しているものの、5G（第5世代移動通信システム）関連の設備投資や新型コロナウイルス感染症対策関連の需要は堅調に推移しました。

このような状況の中で当社企業グループは、まず社会基盤の維持に不可欠な当社企業グループ製品の製造を継続する一方、WEBを活用した商談を進めることによりお客様のニーズを把握、実現するとともに、従業員の勤務は時差出勤等を拡充することにより、安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めました。そのうえで、急激に変化する事業環境に対処するため、需要が拡大している製品の生産能力増強や新製品発売を柔軟かつ迅速な意思決定により実行いたしました。また、本店及び事業所の集約により、部門間の更なる連携強化や固定費削減等により経営効率向上をはかりました。

この結果、年初の業績見通しを大幅に上回り、連結売上高は前期比33億89百万円増加の201億95百万円（前期比20.2%増）、連結利益は売上高増加に加え、原価改善及び諸経費削減に努めたことから、営業利益は前期比12億79百万円増加の13億63百万円、経常利益は前期比12億64百万円増加の12億89百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益及び経常利益が改善する一方、将来に向けた盤石な経営基盤の確立と強固な経営体質への改善に向けて、人材パフォーマンスの最大化と従業員の多様なライフプラン支援のための特別転進支援施策の実施に伴う特別損失を計上したことから、前期比9億54百万円増加の10億30百万円となりました。

また、将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式への転換に伴う株式の希薄化の抑制をはかるため、優先株式の一部取得及び消却を行うことといたしました。このため、剰余金の配当につきましては、前述のとおり優先株式の消却を優先させていただくため、普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式のいずれについても無配とさせていただきます。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

情報システム

情報システムは、事業拠点の集約により製販一体となった受注活動を一層推進するとともに、収益力向上のため、QCD（品質、コスト、納期）の改善活動を継続的に取り組みました。これらにより、防衛省の国内調達伸びない中で受注高は増加するとともに、セグメント利益も増加しました。

この部門の当連結会計年度の売上高は前期比4億76百万円増加の123億96百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は前期比53百万円増加の1億66百万円となりました。

電子機器

電子機器は、民間設備投資の低迷の影響はあるものの、接合機器は5G関連、赤外線機器は新型コロナウイルス感染症対策関連の需要が堅調に推移し、これに応えるため、それぞれ生産能力増強に努めました。また、赤外線機器は感染症対策として、赤外線サーモグラフィカメラの国内トップメーカーとして社会の安心・安全に供するため、国産のスクリーニング用新製品を発売しました。これらにより、売上高は増加するとともに、セグメント利益も増加しました。

この部門の当連結会計年度の売上高は前期比29億13百万円増加の77億98百万円（前期比59.6%増）、セグメント利益は前期比12億26百万円改善の11億96百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ58百万円減少し、22億91百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」

営業活動の結果獲得した資金は、8億59百万円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益の増加によるものであります。

前年同期比では税金等調整前当期純利益増加等により19億82百万円増加しております。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

投資活動の結果使用した資金は、3億0百万円となりました。これは主に有形固定資産取得による支出によるものであります。

前年同期比では、有形固定資産の取得による支出が増加したこと等により1億37百万円使用が増加しております。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

財務活動の結果使用した資金は、6億17百万円となりました。これは主に借入金の返済による支出によるものであります。

前年同期比では、借入金の返済等により10億37百万円支出が増加しております。

なお、当連結会計年度末における借入金残高は、前連結会計年度末に比べ5億60百万円減少し、52億0百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

セグメントごとの「生産、受注及び販売の実績」を示すと次のとおりであります。

(a) 生産実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
情報システム	12,351	103.9
電子機器	8,062	169.7
計	20,413	122.7

(注) 消費税等抜きの販売価格によって表示しております。

(b) 受注実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			
	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
情報システム	13,359	128.3	7,321	115.1
電子機器	8,313	143.2	2,594	124.8
計	21,673	133.6	9,916	117.5

(注) 消費税等抜きの販売価格によって表示しております。

(c) 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
情報システム	12,396	104.0
電子機器	7,798	159.6
計	20,195	120.2

(注) 1. 消費税等抜きの価格によって表示しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
日本電気(株)	4,965	29.5	4,977	24.6
富士通(株)	3,254	19.4	3,748	18.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社企業グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社企業グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、第5「経理の状況」1.「連結財務諸表等」(1)連結財務諸表 注記事項 の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における経営成績等の状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社企業グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりです。

(工事進行基準)

進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約(受注制作のソフトウェアを含む)については、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。工事進行基準による収益計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの連結会計年度末における見積値を使用しておりますが、工事契約等の見積値算定にあたっては、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、当社企業グループの業績を変動させる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社企業グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

新型コロナウイルス感染症については、その影響が長期化する中で、各種政策の効果や海外経済の持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、変異株の感染拡大に対する懸念などにより、先行き不透明な状況が続くものと思われます。このため、お客様への訪問等の営業活動や部品入手に支障をきたすおそれがありますが、情報システムは防衛関連製品が中心のため安定しており、電子機器は主に5G関連の設備投資や新型コロナウイルス感染症対策関連需要が堅調と思われる。

これらにより、新型コロナウイルス感染症の長期化による当社企業グループにおける翌連結会計年度以後の業績に与える影響は限定的なものと仮定し、当連結会計年度の会計上の見積りを行っております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 概要

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が制限され、景気は急速に悪化しました。各種政策の効果により持ち直しの動きがみられましたが、感染の再拡大が深刻化しており、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社企業グループを取り巻く事業環境は、民間設備投資は低迷しているものの、5G（第5世代移動通信システム）関連の設備投資や新型コロナウイルス感染症対策関連の需要は堅調に推移しました。

このような状況の中で当社企業グループは、まず社会基盤の維持に不可欠な当社企業グループ製品の製造を継続する一方、WEBを活用した商談を進めることによりお客様のニーズを把握、実現するとともに、従業員の勤務は時差出勤等を拡充することにより、安心・安全を第一に考え活動することで感染症拡大防止に努めました。そのうえで、急激に変化する事業環境に対処するため、需要が拡大している製品の生産能力増強や新製品発売を柔軟かつ迅速な意思決定により実行いたしました。また、本店及び事業所の集約により、部門間の更なる連携強化や固定費削減等により経営効率向上をはかりました。

(b) 売上高

売上高は、201億95百万円（前年同期比20.2%増）となりました。

情報システムの売上高は、防衛省の国内調達が進まない中で、事業拠点の集約により製販一体となった受注活動を一層推進したことから、売上高は123億96百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

電子機器の売上高は、接合機器は5G関連、赤外線機器は新型コロナウイルス感染症対策関連の需要が堅調に推移し、売上高は増加しました。売上高は77億98百万円（前年同期比59.6%増）となりました。

(c) 売上総利益

売上総利益は、原価率が改善したことにより53億54百万円（前年同期比34.6%増）となり、売上総利益率は26.5%となりました。

(d) 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前年同期比95百万円増加の39億90百万円となりました。

この結果、営業利益は13億63百万円となりました。

(e) 営業外損益、経常利益

営業外損益は、前年同期比15百万円増加の73百万円の損失となりました。

この結果、経常利益は12億89百万円となりました。

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益及び経常利益が改善する一方、将来に向けた盤石な経営基盤の確立と強固な経営体質への改善に向けて、人材パフォーマンスの最大化と従業員の多様なライフプラン支援のための特別転進支援施策の実施に伴う特別損失を計上したこと等により前年同期比9億54百万円増加の10億30百万円の利益となりました。

資本の財源及び資金の流動性

(契約債務)

2021年3月31日現在の契約債務の概要は次のとおりであります。

契約債務	年度別要支払額（百万円）				
	合計	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
短期借入金	3,440	3,440	-	-	-
長期借入金	1,760	880	880	-	-

上記において、連結貸借対照表の短期借入金に含まれている1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(財政政策)

当社企業グループは、情報システム、電子機器の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しており、借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(a) 資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ14億1百万円増加の262億17百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ6億60百万円増加し、179億78百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が増加したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ7億41百万円増加し、82億39百万円となりました。これは主に投資その他の資産が増加したことによるものであります。

(b) 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ2億42百万円増加の159億21百万円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ16億46百万円増加し、107億82百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が増加したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ14億3百万円減少し、51億39百万円となりました。これは主に長期借入金が減少したことによるものであります。

なお、当連結会計年度末における借入金残高は前連結会計年度末に比べ5億60百万円減少し、52億0百万円となりました。

(c) 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ11億59百万円増加し、102億96百万円となりました。

これは主に親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

(d) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

(日本電気株式会社との契約)

当社は、日本電気株式会社の連結子会社ではなくなることに伴い、2019年7月31日付で、同社との間で、当社と当社企業グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ITシステムの取り扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。

「取引継続に関する覚書」の当初有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までであり、その後は3年ごとの自動更新となっております。「継続的連携に関する覚書」の有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までとなっております。

5【研究開発活動】

当社企業グループは、独自のエレクトロニクス技術とシステム技術をもとに、新しい価値を創造することを目指し、先端技術分野での基礎研究、応用研究をはじめとして、事業運営に直結した新技術、新製品の開発を行っております。

現在の研究開発活動は主に情報システム及び電子機器の技術部門により進めております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、393百万円であり、主な研究内容は以下のとおりであります。

(1) 空中物件等を検知するための画像処理技術の研究

本研究は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト（DRESSプロジェクト）」における研究開発項目「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」/（2）無人航空機の衝突回避技術の開発/3）衝突回避システムの小型化・低消費電力化の一環として実施しているものです。当社企業グループは、光波センサ（可視カメラ）を用いて、相対する飛行物体の検知・識別を担当しております。

ドローンをはじめとする無人航空機の活用は爆発的に拡大しており、その有用性については十分に証明されつつあります。無人航空機は飛行時間や搭載機器が限られており、大型で高価な衝突回避システムでは本来の性能を制約してしまうため、より小型で安価な衝突回避システムのニーズが顕著化することが予想されます。このことから、2017年度から2019年度に実施した「非協調式SAA電波・光波センサ統合技術の開発」で得られた成果を基に小型無人航空機に搭載可能な光波センサの開発を進めております。

当連結会計年度においては、小型無人航空機に搭載するために小型化、軽量化、低消費電力化した光波センサについてハードウェア設計及び製作を実施し、ハードウェア構成の縮小やソフトウェア処理見直しを行うことで小型化、軽量化を実現いたしました。ソフトウェア処理については、カメラからの画像取得に成功し、今後解析の基準となるデータを取得する基礎データ取得試験に向けて目途をつけることができました。

筐体には機体振動の影響を想定した防振機構を設け、千葉県君津市で行った振動特性確認試験によって有効性及機体振動の検証を行いました。振動特性確認試験においては、カメラの取付け位置による視野角、飛行時の機体姿勢角の影響を確認し、対象物をクリアに捉えることのできる取付け位置及び取付け角度の調整等を行いました。

(2) 高信頼性インバータ式溶接電源「NRW-IN400PA」の開発

近年、モータ市場及び電池市場では、自動車の環境対応（EV化）の推進や5G対応による部品の軽量化、高性能化のための新製品開発が急拡大しており、新しい材料や形状に対する高品質、高信頼性の接合ニーズが高まっております。

これらのニーズに応えるため高信頼性インバータ式溶接電源「NRW-IN400PA」を開発いたしました。この製品は基本周波数を2000Hz（通電時間分解能0.5ms）とし、4000Hz（通電時間分解能0.25ms）、5000Hz（通電時間分解能0.2ms）の切替えが可能です。プログラム番号毎に周波数の選択ができるため、ワークに適した周波数を選択し、電流リップルの少ない高品質な溶接を得ることができます。また生産中の室温や電極温度差による溶接結果のばらつきを抑える機能である溶接条件補正機能や、多様な生産現場やアプリケーションに対応した品質管理機能を加え、高い信頼性の接合を実現いたしました。

今回の開発では溶接トランスのラインナップも拡充し、上述の高品質、高信頼性接合をより幅広い分野のアプリケーションで使用可能となっております。

(3) 発熱者スクリーニング用の赤外線サーモグラフィ「F50SA-FS」の開発

新型コロナウイルス感染拡大による発熱者スクリーニングの需要に応えるため、人の体表温度から発熱の疑いがある人を被検者に近寄ることなく衛生的かつ効率的に判定する、発熱者スクリーニング用の赤外線サーモグラフィ「F50SA-FS」を開発いたしました。

当社企業グループが独自に開発した小型サーモカメラと、長年の発熱者スクリーニングソリューションで培った経験をもとに開発したソフトウェアを組み合わせ、国産のスクリーニング専用モデルであります。

小型のサーモカメラは、温度分解能0.05と非常に高性能ながら、100gの軽量で取り回しが容易にできます。また、発熱者の検知機能に関しましては、サーモカメラに搭載された可視カメラで複数人の顔を自動検出し、当社企業グループ独自のアルゴリズムで体表温度から体温を±0.5の高精度で推定します。さらに、市販のモニターやパソコンに取付けて、卓上での使用やスタンドに設置しての使用が可能のため、従来当社企業グループ製品に比べより多くの場面での発熱者スクリーニングが可能となっております。

さらに、運用面では、永年のスクリーニングにおける経験と知見を活かし、様々な運用シーンで使えるように、被験者がモニタの前に立つだけで1秒以内に発熱の疑いを判定する“静止モード”と、移動する人をリアルタイムに判定する“ウォークスルーモード”を設けております。また国産ならではの使いやすいメニューと、顧客サポートにより、安全・安心な生活や活動をサポート可能な製品といたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社企業グループでは、グループ全体で180百万円の設備投資を行い、その主なものは情報システム用生産設備の増強等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社企業グループの当連結会計年度末における主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)		合計 (百万円)
横浜事業所 (神奈川県横浜市瀬谷区)	情報システム 他	生産設備 その他設備	323	39	48	3,289 (27,048)	3,700	397
本社、新横浜事業所 (神奈川県横浜市都筑区)	電子機器他	生産設備 その他設備	91	9	88	- (-)	189	197
西日本支店他 (大阪府大阪市淀川区他)	電子機器他	その他設備	16	0	24	255 (21,098)	297	19

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)		合計 (百万円)
福島アビオニクス㈱	福島県 郡山市	情報システム	生産設備	218	1	10	302 (27,522)	533	85

(注) 1. 帳簿価額は建設仮勘定を除いており、消費税等抜きの金額であります。

2. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借又はリース料 (百万円)
本社 (神奈川県横浜市都筑区)	その他	本社ビル(賃借)	48	11
新横浜事業所 (神奈川県横浜市都筑区)	電子機器	事業所建物(賃借)	149	77

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

提出会社

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 横浜事業所他	神奈川県 横浜市	情報システム 他	生産設備	300	-	自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)2

(注)1. 消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

国内子会社

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
福島アビオニクス(株)	福島県 郡山市	情報システム	生産設備	50	-	自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)2

(注)1. 消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

提出会社

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

国内子会社

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,600,000
第1種優先株式	4,000,000
第2種優先株式	1,500,000
計	8,000,000(注)

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式7,600,000株、第1種優先株式4,000,000株及び第2種優先株式1,500,000株であり、合計は13,100,000株となりますが、発行可能株式総数は、8,000,000株とする旨を定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,830,000	2,830,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
第1種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	783,000	783,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 1、2、3、7
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	1,460,000	460,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 4、5、6、 7、8
計	5,073,000	4,073,000	-	-

(注)

1. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。

(1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
修正の頻度：毎年4月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限：1,130円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：

692,920株(2021年6月23日現在における第1種優先株式の発行済株式総数783,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の24.5%)

(4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

2. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容

取決めはありません。

- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
取決めはありません。

3. 第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2) に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金（以下、「第1種優先株式配当金」という。）を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第1種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)

「日本円TIBOR」とは、2003年10月1日（配当起算日）及びそれ以降の毎年4月1日（以下第1種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））を日本円TIBORに代えて用いるものとする。

優先中間配当金の額

1株あたりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額（以下、「第1種優先株式中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5)取得請求権

第1種優先株主は、2006年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社が下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6)取得条項

当社は、2006年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7)消却

当社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8)普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、2010年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下、「第1種転換請求」という。）することができる。

当初転換価額

当初転換価額は、2010年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円（以下、「第1種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記に規定の転換価額の調整の要因が2010年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7.(2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2010年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の修正

転換価額は、2011年4月1日以降毎年4月1日（以下、「第1種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第1種転換価額修正日までに、下記により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各第1種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに} \quad \text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式} \\ \text{交付すべき普通株式数} \quad = \quad \frac{\text{の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。

(1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値

修正の頻度：2018年以降毎年10月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限：690円

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：

666,666株（2021年6月23日現在における第2種優先株式の発行済株式総数460,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の23.6%）

(4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

5. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

取決めはありません。

6. 第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2)に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

優先配当金

当会社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下、「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、2012年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である2012年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

優先中間配当金の額

当会社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当会社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当会社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当会社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、2015年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当会社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6)取得条項

当社は、2015年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7)消却

当社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8)普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、2017年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下、「第2種転換請求」という。）することができる。

当初転換価額

当初転換価額は、2017年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が690円（以下、「第2種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記に規定の転換価額の調整の要因が2017年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7.(2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2017年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の修正

転換価額は、2018年10月1日以降毎年10月1日（以下、「第2種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記の規定の第2種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第2種転換価額修正日までに、下記により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各第2種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10)議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

7. 2017年6月23日開催の第67期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に基づき、普通株式につき10株を1株の割合で併合を行っておりますので、この株式併合の効力発生日（2017年10月1日）をもって、第1種優先株式及び第2種優先株式の転換価額及び下限転換価額を以下のとおりとしております。

(1) 転換価額

第2種優先株式の当初転換価額

定款及び第2種優先株式発行要項に従い計算される2017年10月1日における普通株式の時価（当該時価が69円を下回る場合には、69円）に10を乗じた額といたします。

(2) 下限転換価額

各優先株式の下限転換価額は次のとおり調整いたします。

株式名	調整前下限転換価額 (2017年9月30日まで)	調整後下限転換価額 (2017年10月1日以降)
日本アビオニクス株式会社 第1種優先株式	113円	1,130円
日本アビオニクス株式会社 第2種優先株式	69円	690円

8. 当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社定款第11条の20の規定に基づく当社発行の第2種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を実施することを決議し、2021年6月11日付で当該株式の取得及び消却を実施いたしました。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

権利行使されたものはありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2017年10月1日 (注1)	25,470,000	5,130,000	-	5,895	-	750
2018年6月27日 (注2)	-	5,130,000	-	5,895	750	-
2020年8月31日 (注3)	57,000	5,073,000	-	5,895	-	-

- (注) 1. 2017年6月23日開催の第67期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議により、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
2. 2018年6月26日開催の第68期定時株主総会の決議により、2018年6月27日付で、資本準備金750百万円の全額を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。さらに、資本準備金振替後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えております。
3. 2020年8月31日付で、日本電気株式会社の取得請求権の行使により取得した種類株式を以下のとおり消却いたしました。

第1種優先株式：17,000株（2020年7月30日取得）

第2種優先株式：40,000株（2020年8月31日取得）

4. 2021年5月26日開催の取締役会の決議により、2021年6月11日付で第2種優先株式1,000,000株を日本電気株式会社より取得し、同日付で消却したため、発行済株式総数残高は4,073,000株へ減少しております。なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	6	30	24	24	4	2,498	2,586	-
所有株式数（単元）	-	1,175	2,224	14,299	1,488	4	9,025	28,215	8,500
所有株式数の割合（％）	-	4.16	7.88	50.68	5.27	0.01	31.99	100	-

（注） 自己株式6,171株は「個人その他」に61単元、「単元未満株式の状況」に71株をそれぞれ含めて記載しております。

第1種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	7,830	-	-	-	7,830	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100	-	-	-	100	-

第2種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	14,600	-	-	-	14,600	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7-1	2,243	44.27
NAJホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 明治 安田生命ビル15階	1,415	27.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	53	1.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	48	0.96
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	44	0.87
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	35	0.70
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	28	0.57
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京 ビルディング	25	0.51
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	24	0.49
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	21	0.43
計	-	3,941	77.79

(注) 所有株主に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
NAJホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 明治 安田生命ビル15階	14,151	50.26
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	539	1.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	484	1.72
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	441	1.57
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	353	1.25
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	288	1.02
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京 ビルディング	259	0.92
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	249	0.88
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	218	0.77
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人:モルガン・スタ ンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大 手町フィナンシャルシティサウスタワー)	211	0.75
計	-	17,193	61.05

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 783,000	-	(注)1
	第2種優先株式 1,460,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,815,400	28,154	-
単元未満株式	普通株式 8,500	-	(注)2
発行済株式総数	5,073,000	-	(注)1
総株主の議決権	-	28,154	-

(注)1. 内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が71株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本アビオニクス(株)	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	6,100	-	6,100	0.12
計	-	6,100	-	6,100	0.12

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	109	246,463
当期間における取得自己株式	20	62,500

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	6,171	-	6,191	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当する優先株式の取得及び会社法第155条第4号に該当する優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年5月26日)での決議状況 (取得期間 2021年6月11日~2021年6月11日)	1,000,000	1,002,735,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	1,000,000	1,002,735,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当期間は、2021年5月26日の取締役会の決議により、当社定款第11条の20の規定に基づく当社発行の第2種優先株式のうち1,000,000株を2021年6月11日付で日本電気株式会社より取得しました。

なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	57,000	57,294,238
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度は、日本電気株式会社の取得請求権の行使により種類株式を以下のとおり取得いたしました。

第1種優先株式：17,000株(2020年7月30日取得)

第2種優先株式：40,000株(2020年8月31日取得)

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	57,000	57,294,238	1,000,000	1,002,735,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 1. 当事業年度は、日本電気株式会社より取得した優先株式を以下のとおり消却いたしました。

第1種優先株式：17,000株(2020年8月31日消却)

第2種優先株式：40,000株(2020年8月31日消却)

2. 当期は、日本電気株式会社より取得した第2種優先株式1,000,000株を2021年6月11日付で消却いたしました。なお、当該株式の取得の詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識しており、企業体質の強化を図りながら、各事業年度の業績等を総合的に勘案して、安定的かつ適正な配当を継続していくことを方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式への転換に伴う株式の希薄化の抑制をはかるため、優先株式の一部取得及び消却を行なうこととし、このため優先株式の消却を優先させていただくため、普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式のいずれについても無配とさせていただきました。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

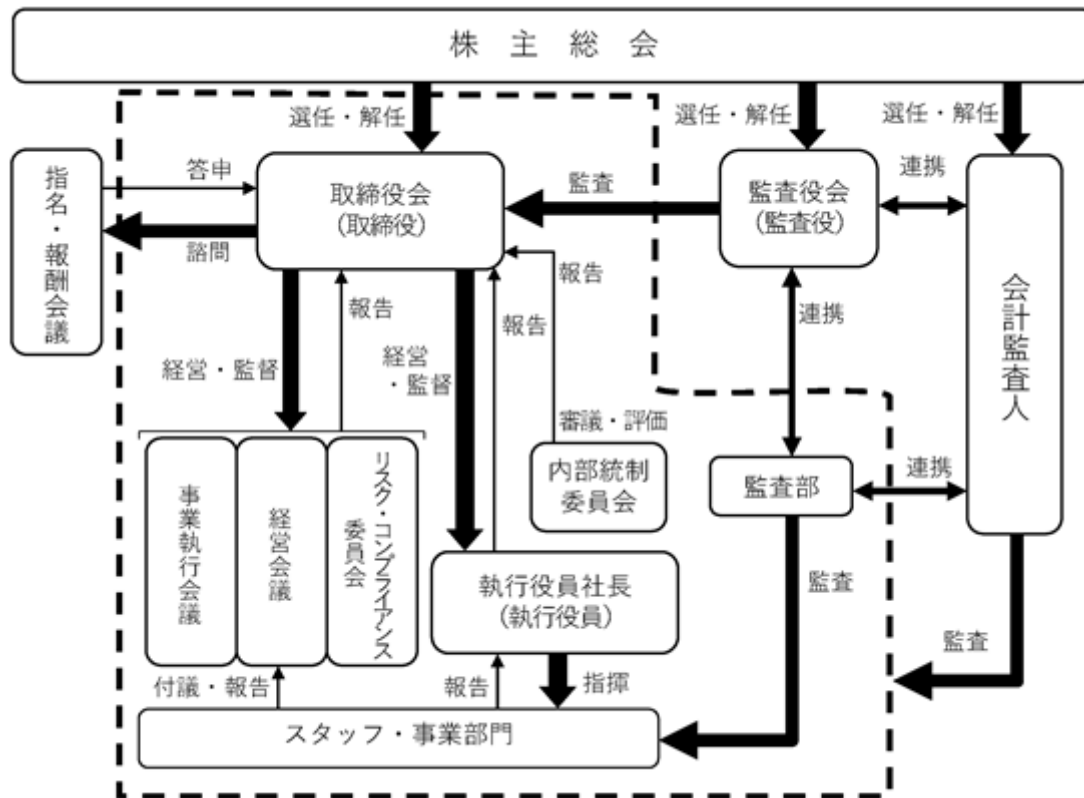
当社企業グループは、コンプライアンス体制を構築し、公正、透明な企業活動を推進することが企業価値を増大させ継続的な事業の発展を可能とすると考え、コーポレート・ガバナンスを重要事項として認識しております。また、スピーディな意思決定、適切な情報開示を通して経営の透明性と健全性の確保に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び採用の理由

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び採用の理由

- ・当社は取締役会を設置し、また監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の監督と執行を分離し、経営責任の明確化及び迅速な意思決定を機動的かつ効率的に行っております。
- ・当社は経営に関する重要事項について、社外取締役3名及び非業務執行取締役を含む取締役6名で構成される取締役会において、社外監査役3名も出席し、十分討議の上、意思決定を行っております。また、取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、当社企業グループの事業運営に関して迅速な意思決定及び機動的かつ効率的な職務執行を推進しております。この体制は、取締役会による執行状況の監督機能、取締役会を含めた執行全般に対する監査役及び監査役会による監査機能によりコーポレート・ガバナンスが十分機能していると考えているため、採用しております。また、あわせて取締役の任期を1年に短縮し、経営責任の明確化を図るとともに経営環境の変化に迅速に対応することを可能としております。
- ・取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会規則で定めた重要な業務執行について審議し、決定し、報告を受けております。取締役会の議長は、代表取締役と取締役会規則に定めております。また、監査役会は、定期的で開催する他、必要に応じ随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。監査役会の議長は、監査役会の決議により選定される監査役と監査役会規則に定めております。
- ・当社は、取締役の選任及び取締役の報酬等の透明性の向上のため、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬会議を設置しております。議長については、委員の互選により定めることとしており、社外取締役を選任しております。
- ・取締役会の他に、執行役員社長が主催し、執行役員及び幹部社員で構成され、常勤監査役も出席する経営会議を設置し、取締役会へ付議する重要案件を含め当社企業グループの重要事項の審議が行われ、メンバーへの情報の共有を図っております。また、執行役員社長が主催する事業執行会議では、すべての執行役員で構成され、常勤監査役も出席し、予算の進捗状況等について各事業部門が報告を行い、審議を行っております。
- ・当社は、当社企業グループの内部統制の整備・運用状況等の評価のために、執行役員社長を委員長とし、執行役員で構成され、常勤監査役も出席する内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用等を行っております。
- ・当社は、執行役員社長が任命する幹部社員を委員長とし、執行役員及び幹部社員で構成され、常勤監査役も出席するリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社企業グループのリスク管理体制・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明及び再発防止について審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善の推進を行っております。
- ・当社の取締役及び監査役の役職及び氏名は、(2) 役員の状況に記載のとおりであります。また、当社の執行役員の役職及び氏名につきましても、(2) 役員の状況の注記に記載のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要図)



コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況

- ・当社における企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的とした「A v i oグループ企業行動憲章」及び「A v i oグループ行動規範」を周知徹底し、遵守することを基本方針としており、「A v i oグループ企業行動憲章」及び「A v i oグループ行動規範」の遵守のために全社的な活動を展開し、その実施状況等について監査部が監査を実施し、監査結果に基づいて必要に応じ業務改善等を実行しております。
- ・内部統制システムの整備に必要な社内規程を整備し、法令及び規定に基づいた適切な業務執行を実施しております。
- ・監査役、会計監査人及び監査部は互いに連携を取り、報告、意見交換、情報の共有等により監査の実効性と効率性を高めております。
- ・当社企業グループにおいては、子会社への役員派遣、子会社業務運営の重要事項に対する当社経営会議の審議及び取締役会付議等を行うとともに、業務の適正確保のための体制構築について日常的に指導・支援を行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役呉文精、加藤精彦及び海野忍の各氏、非業務執行取締役稲垣伸一氏並びに社外監査役千原真衣子及び木邨系紀の2氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する金額としております。

ウ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

- ・当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金や訴訟費用などを、違法な利益や犯罪的、詐欺的行為に起因するものを除き、当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質負担はありません。

エ. 子会社の業務の適正を確保する体制整備の状況

- ・当社は、子会社に対して、「関係会社管理規程」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
- ・当社は、当社企業グループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、子会社に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行っております。
- ・子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁及び取締役会への付議を行っております。
- ・主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援を行っております。
- ・監査部は、業務の適正性に関する子会社の監査を行っております。
- ・監査役は、当社企業グループにおける業務の適正の確保のため、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当該子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかっております。

リスク管理体制の整備の状況

- ・当社企業グループにおける重要なリスクについては、経営企画本部を主管部門とし、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会で抽出、分析、評価等の上、経営会議でその対策について十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会に報告しております。
- ・事業部門及びスタッフ部門は、自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施しております。
- ・経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士・公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析し、対策を検討しております。
- ・当社企業グループの重点対策リスクをリスク・コンプライアンス委員会で設定し、その対策結果を含めて、経営会議にて議論を行っております。特に重要な案件については、取締役会にも報告しております。
- ・事業部門及びスタッフ部門は、当社企業グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門及び執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査役に報告する体制をとっております。
- ・監査部は、各部門のリスク管理体制及びリスク管理体制の実施状況の監査を行っております。

取締役の員数

- ・当社は、取締役を10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議

- ・ 当社は、取締役の選任決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

- ・ 中間配当
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。
- ・ 自己株式の取得
当社は、機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

- ・ 当社は、株主総会の円滑な運営を行うため会社法第309条第2項に定める特別決議に関し、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

第1種優先株式及び第2種優先株式について議決権を有しないこととしている理由等

- ・ 議決権を有していないこととしている理由は、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員社長	竹内 正人	1964年2月7日生	1986年4月 当社入社 2008年7月 当社ソリューションプロダクツ事業部 長代理就任 2010年5月 当社接合機器事業部長就任 2014年4月 当社執行役員就任 2018年6月 当社取締役就任 2018年7月 当社取締役執行役員常務就任 2019年4月 当社電子機器事業本部長就任 2019年6月 当社代表取締役執行役員社長就任(現 任)	(注)4	普通株式 2,200
取締役 執行役員	山後 宏幸	1965年1月31日生	1987年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画本部経理担当部長就任 2011年7月 当社経営企画本部経理部長就任 2015年7月 当社執行役員 チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー(CFO)就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	普通株式 2,200
取締役会長 非常勤	呉 文精	1956年5月20日生	1979年4月 (株)日本興業銀行入社 2008年6月 カルソニックカンセイ(株)代表取締役社 長CEO就任 2013年6月 日本電産(株) 取締役副社長執行役員就任 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員COO就任 2016年6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 代表取締 役社長CEO就任 2020年1月 日本産業パートナーズ(株) シニアアドバ イザー就任(現任) 2020年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)4	普通株式 200
取締役 非常勤	加藤 精彦	1951年12月17日生	1974年4月 第二精工舎(株)入社 2001年4月 同社執行役員就任 2003年4月 同社常務執行役員就任 2003年6月 同社取締役常務執行役員就任 2007年3月 同社取締役専務執行役員就任 2010年11月 セイコープレジジョン(株) 代表取締役社 長就任 2011年1月 セイコークロック(株) 取締役専務執行役 員就任 2013年8月 日本写真印刷(株) 専務執行役員就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	普通株式 -
取締役 非常勤	海野 忍	1952年8月4日生	1975年4月 日本電信電話公社入社 1999年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ 産業シス テム事業本部第三産業システム事業部 長就任 2003年6月 同社取締役経営企画部長就任 2008年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショ ンズ(株) 代表取締役副社長就任 2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 代表 取締役社長就任 2017年6月 同社取締役相談役就任 2018年6月 同社相談役就任(現任) 2018年6月 (株)インターネットイニシアティブ 社外 取締役就任(現任) 2019年5月 (株)テラスカイ 社外取締役就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任(現任)	(注)4	普通株式 -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	稲垣 伸一	1960年1月4日生	1983年4月 ㈱日本興業銀行入社 2000年1月 JPモルガン証券㈱ 投資銀行部門ヴァイスプレジデント就任 2000年6月 メリルリンチ日本証券㈱ 投資銀行部門ディレクター就任 2004年12月 同社投資銀行部門 マネージングディレクター就任 2006年4月 日本産業パートナーズ㈱ マネージングディレクター就任(現任) 2019年5月 同社取締役就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2020年9月 NAJホールディングス㈱ 代表取締役就任(現任) 2021年6月 日本産業パートナーズ㈱ 副社長就任(現任)	(注) 4	普通株式 -
監査役 常勤	篠田 亨	1958年1月8日生	1980年4月 日本電気㈱入社 1999年7月 同社法務知財部文書部法務グループマネージャー就任 2005年4月 N E C トーキョー(株) 総務部統括マネージャー(法務担当)就任 2011年1月 NEC Asia Pacific Ptd.Ltd., Vice President (アジア大洋州地域 法務・コンプライアンス担当)就任 2015年10月 日本電気㈱ 法務部エグゼクティブエキスパート就任 2016年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	普通株式 -
監査役 非常勤	千原真衣子	1974年5月3日生	2002年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2008年5月 米国コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.) 2011年11月 片岡総合法律事務所入所 2014年1月 同事務所パートナー就任(現任) 2015年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 6	普通株式 -
監査役 非常勤	木邨 系紀	1955年6月29日生	1979年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行)入社 1993年7月 興銀証券㈱入社 1995年4月 同社テクノロジー部長就任 2000年10月 みずほ証券㈱ テクノロジー部長就任 2005年4月 同社情報管理部長就任 2009年4月 同社執行役員就任 2011年2月 日本産業パートナーズ㈱ マネージングディレクター兼CFO就任 2020年4月 同社シニアエグゼクティブ就任(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	普通株式 -
計					普通株式 4,600

(注) 1. 取締役呉文精、加藤精彦及び海野忍の各氏は、社外取締役であります。

2. 取締役稲垣伸一氏は、業務を行わない取締役であります。また、同氏は、当社の親会社であるNAJホールディングス㈱の代表取締役であり、同氏が現在所属する日本産業パートナーズ㈱は、その完全子会社の日本産業第5号GP㈱が管理・運営する日本産業第五号投資事業有限責任組合を通して、NAJホールディングス㈱に24.11%出資しており、間接的に当社の株式を保有しております。

3. 監査役篠田亨、千原真衣子及び木邨系紀の各氏は、社外監査役であります。

4. 2021年6月23日開催の第71期定時株主総会終結のときから1年。

5. 2020年6月24日開催の第70期定時株主総会終結のときから4年。

6. 2019年6月25日開催の第69期定時株主総会終結のときから4年。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年6月23日現在の取締役兼務者以外の執行役員の役職及び氏名は次のとおりであります。

執行役員 新屋 明彦
執行役員 大島 宏之
執行役員 宮崎 新治
執行役員 吉井 徹

社外役員の状況

- ・ 当社の社外取締役は、呉文精、加藤精彦及び海野忍の各氏であります。
呉文精氏は、国際的な大企業の経営者として培った経験や知見を有することから、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。また、社外取締役会長として、取締役会外でも幹部社員と積極的に対話を行うなどの活動を行っております。
加藤精彦氏は、電子部品や精密機械等の大手メーカーの経営者として培った経験や知見を有することから、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。なお、当社は、加藤精彦氏を独立役員として指定しております。
海野忍氏は、国内最大の通信企業グループの経営者として長年培った経験や知見を有しており、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。なお、当社は、海野忍氏を独立役員として指定しております。
- ・ 当社の社外監査役は、篠田亨、千原真衣子及び木邨系紀の各氏であります。
篠田亨氏は、大手電機メーカーにおいて長年企業法務を経験しており、その豊富な経験と企業法務に関する知識が当社の監査体制において有益であると判断しております。
千原真衣子氏は、弁護士であり片岡総合法律事務所のパートナーであります。同氏は、弁護士としての法律に対する専門知識や多数の企業法務に係わられた豊富な経験を有しており、その経験等が当社の監査体制において有益であると判断しております。なお、当社は、千原真衣子氏を独立役員として指定しております。
木邨系紀氏は、大手金融機関における経験や日本産業パートナーズ(株)で経理責任者を務めるなど経理・財務の経験、知識を豊富に有しており、その知識等が当社の監査体制に有益であると判断しております。
- ・ 当社と各社外取締役及び各社外監査役との間及びその属する企業等との間には上記のほか資本関係、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有状況は 役員一覧の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。
- ・ 当社は会社法に定める社外取締役及び社外監査役の要件並びに金融商品取引所が定める独立性基準に準拠し、独立社外取締役を2名、独立社外監査役を1名選任しております。選任にあたっては、人格、見識に優れ、経営に対する十分な経験や知識又は当社事業に対する知見等を持つ方を考慮しております。
- ・ 当社は、社外役員が果たすべき役割について社外取締役及び社外監査役が独立した立場から自身の有する知識、知見等により、取締役会等の重要な業務執行の決定の場において一般株主の利益のために行動することであると考えております。就任いただいている社外取締役又は社外監査役は、当社事業に対する十分な知識、経営又は財務に対する深い見識を有しており、取締役会における重要な意思決定に際し当該知識等に基づく客観的なご意見、提言等をいただいております。これらのご意見、提言等を当社の経営に反映することにより、一般株主の利益が確保されていると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・ 社外監査役は、定期的開催される監査役会において、常勤監査役から社内監査の状況について、また会計監査人から会計監査の状況について適宜報告を受け、意見交換を行っております。
- ・ 内部監査部門である監査部は、定期的及び適宜必要に応じて、常勤監査役と意見交換を行うと共に、内部統制の運用状況について監査を行い、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会にて、毎年当該監査結果の報告を執行役員社長から行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。

監査役監査の組織、人員及び手続きについては、(1) コーポレート・ガバナンスの概要 及び(2) 役員の状況 に記載のとおりであります。

監査役及び監査役会の活動状況については、以下のとおりであります。

当事業年度において当社は監査役会を合計12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	監査役会出席状況
社外監査役	篠 田 亨	全12回中12回
社外監査役	千 原 真衣子	全12回中12回
社外監査役	木 邨 系 紀	全10回中10回
社外監査役	鈴 木 智 雄	全 2 回中 2 回

(注) 1. 木邨系紀氏は、2020年6月24日付で就任したため、同日以後に開催した監査役会への出席状況を記載しております。

2. 鈴木智雄氏は、2020年6月24日付で退任となったため、同日以前に開催した監査役会への出席状況を記載しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選任等です。

また、監査役の活動として、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び事業所のほか主要な営業拠点における業務及び財産の状況の調査、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、監査部(5名)を設置し、業務の執行状況についてコンプライアンスを含めて全社的な監査を定期的実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。

また、監査部は監査役及び会計監査人との情報共有に努め、連携して監査活動を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2020年6月以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 武藤太一及び諸富英之の両氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名、公認会計士試験合格者等 5名、その他 15名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に当たっては、品質管理体制、独立性や専門性の程度、審査体制の整備状況、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる規模、監査計画の内容並びに監査報酬の合理性及び妥当性などを総合的に勘案し選定しております。

また、当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

加えて、会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会による会計監査人の評価は、主に会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証することで行っていますが、会計監査人からはその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	-	74	-
連結子会社	-	-	-	-
計	48	-	74	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、会計監査の職務遂行状況及び監査日数等を勘案した上で、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項について同意の判断をいたしました。

f. 監査法人の異動

当社の監査人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任 あずさ監査法人
当連結会計年度及び当事業年度 EY新日本有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

2020年6月24日(第70期定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等の就任年月日

2012年6月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、2020年6月24日開催予定の第70期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現会計監査人は監査継続期間が長期にわたっていることから、改めて会計監査人の評価・見直しを行うこととし、同監査法人を含む複数の監査法人を対象として検討いたしました。この結果、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に必要とされる独立性、専門性、品質管理体制等を有していることに加え、会計監査人の交代により従来とは異なる新たな視点での監査が期待できると判断したため、有限責任あずさ監査法人に代えて、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

- (6) 上記の理由及び経緯に対する意見
 退任する公認会計士等の意見
 特段意見はない旨の回答を得ております。
 監査役会の意見
 妥当であると判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

業務執行取締役の報酬は、一定の水準での月額報酬並びに業績評価及び当社の株価に連動した賞与で構成されます。

非業務執行取締役及び監査役の報酬は、会社の業績とは連動せず、一定の金額を支払っております。

業務執行取締役の賞与については、当連結会計年度の会社業績との連動性に加え、中長期的な企業価値の向上と株価上昇の意欲を高めるための株価との連動性を確保するとともに、成果・貢献度を総合的に勘案して決定しております。このうち、会社業績との連動性については、当連結会計年度の受注、売上、営業損益等の指標とそれらの伸長率などをベースとした指標を選定し、透明性を確保しております。これらの取締役の報酬等の算定方法については、独立社外取締役を過半数及び議長とする当連結会計年度の指名・報酬会議において議論を行い、その意見を踏まえて取締役会から一任された代表取締役執行役員社長により決定されたものです。

なお、当連結会計年度における業務執行取締役の報酬に係る主な指標の実績は、次のとおりです。

指 標	2020年3月期	2021年3月期
受注高(百万円)	16,217	21,673
売上高(百万円)	16,805	20,195
営業損益(百万円)	83	1,363
株価(円)	1,601	3,065

株価は決算発表日の終値であります。

取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第70期定時株主総会において年額200百万円(定款で定める員数10名以内)、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において年額40百万円(定款で定める員数5名以内)とする決議をそれぞれ得ております。

当社の取締役の報酬等の具体的な額は、取締役会から一任された代表取締役執行役員社長が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、上記方針を踏まえ決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤及び非常勤の別並びに業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。また、2021年6月23日開催の第71期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して年額20百万円(うち社外取締役は3百万円)以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

上記のとおり本制度の導入について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、非 金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	50	38	12	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	40	40	-	-	8

- (注) 1. 上記には、2020年6月24日をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
2. 連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。
3. 退職慰労金の制度はありません。
4. 執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかに使用人分給与は支払っておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との関係構築、維持、強化等を総合的に勘案の上、他社の株式を保有することがあります。また、取締役会において、毎年、政策保有株式の保有目的、投資規模、保有に伴うメリット、資本コスト等の観点から保有の合理性を検証します。検証の結果、保有の合理性がないと判断した場合は、縮減又は保有の解消を行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	13
非上場株式以外の株式	1	1

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	取引先との関係の維持・強化を目的とした、取引先持株会の定時拠出金による買付けであります。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電計株	716	1,236	取引先との関係の維持・強化を目的とした、取引先持株会の定時拋出金による買付けであります。	無
	0	1		

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び第71期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,350	2,291
受取手形及び売掛金	10,977	11,288
たな卸資産	1,233,744	1,244,234
その他	246	163
流動資産合計	17,318	17,978
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,587	4,649
機械装置及び運搬具(純額)	450	451
工具、器具及び備品(純額)	4130	4172
土地	3,433,847	3,433,847
建設仮勘定	19	13
有形固定資産合計	5,4635	5,4734
無形固定資産		
102		134
投資その他の資産		
投資有価証券	13	14
退職給付に係る資産	2,653	3,261
繰延税金資産	3	4
その他	107	109
貸倒引当金	18	18
投資その他の資産合計	2,759	3,370
固定資産合計	7,498	8,239
資産合計	24,816	26,217

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,056	3,902
短期借入金	4,400	4,432
未払金	739	1,189
未払法人税等	50	66
賞与引当金	519	722
製品保証引当金	99	120
その他	671	461
流動負債合計	9,135	10,782
固定負債		
長期借入金	1,760	880
繰延税金負債	496	455
再評価に係る繰延税金負債	3,994	3,993
退職給付に係る負債	3,259	2,698
その他	32	112
固定負債合計	6,543	5,139
負債合計	15,679	15,921
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
利益剰余金	425	1,398
自己株式	15	15
株主資本合計	6,305	7,278
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	3,253	3,254
退職給付に係る調整累計額	578	762
その他の包括利益累計額合計	2,831	3,017
純資産合計	9,137	10,296
負債純資産合計	24,816	26,217

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	16,805	20,195
売上原価	1, 2 12,826	1, 2 14,840
売上総利益	3,978	5,354
販売費及び一般管理費	3, 4 3,895	3, 4 3,990
営業利益	83	1,363
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取手数料	4	3
技術指導料	6	3
その他	6	10
営業外収益合計	18	18
営業外費用		
支払利息	50	49
事務所移転費用	-	33
その他	25	8
営業外費用合計	76	91
経常利益	25	1,289
特別利益		
固定資産売却益	0	-
事業移管損失引当金戻入額	58	-
特別利益合計	58	-
特別損失		
減損損失	5 13	-
固定資産除却損	0	5
事業構造改善費用	7	6 330
災害による損失	-	16
特別損失合計	20	352
税金等調整前当期純利益	63	937
法人税、住民税及び事業税	19	30
法人税等調整額	32	123
法人税等合計	13	93
当期純利益	76	1,030
親会社株主に帰属する当期純利益	76	1,030

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	76	1,030
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	-	1
退職給付に係る調整額	31	184
その他の包括利益合計	1, 2 30	1, 2 185
包括利益	107	1,216
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	107	1,216
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,895	348	15	6,229
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		76		76
自己株式の取得			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	76	0	76
当期末残高	5,895	425	15	6,305

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	0	2,253	546	2,800	9,029
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					76
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0		31	30	30
当期変動額合計	0	-	31	30	107
当期末残高	0	2,253	578	2,831	9,137

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,895	-	425	15	6,305
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替		57	57		-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,030		1,030
自己株式の取得				57	57
自己株式の消却		57		57	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	973	0	973
当期末残高	5,895	-	1,398	15	7,278

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	0	2,253	578	2,831	9,137
当期変動額					
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
親会社株主に帰属する当期純利益					1,030
自己株式の取得					57
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1	184	185	185
当期変動額合計	0	1	184	185	1,159
当期末残高	0	2,254	762	3,017	10,296

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	63	937
減価償却費	259	291
賞与引当金の増減額(は減少)	157	202
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	168	554
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	224	122
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	50	49
事業移管損失引当金の減少額	82	-
売上債権の増減額(は増加)	775	311
たな卸資産の増減額(は増加)	69	490
仕入債務の増減額(は減少)	497	839
その他	1,454	104
小計	1,050	944
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	51	49
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	21	35
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123	859
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	185	221
無形固定資産の取得による支出	40	73
有形固定資産の売却による収入	60	-
その他	2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	163	300
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,300	320
長期借入金の返済による支出	880	880
自己株式の取得による支出	0	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	419	617
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	866	58
現金及び現金同等物の期首残高	3,217	2,350
現金及び現金同等物の期末残高	1,235	1,291

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は福島アビオニクス株式会社1社のみであり、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品及び未着原材料

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 3～15年

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

3) 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

2) その他の工事契約

工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ... 金利スワップ

ヘッジ対象 ... 借入金の支払利息

3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の売上高20,195百万円のうち、工事進行基準による売上高は8,676百万円であり、売上高の43.0%を占めております。なお、工事進行基準による売上高は全て当社で計上したものであります。

2. 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。このうち、工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の工事進行基準による収益の見積りにおける主要な仮定は、見積工事原価総額であります。当社が受注する案件は個性が強くなり、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいいため、請負契約ごとに製品に対する専門的な知識を有する設計部門及び事業管理部門が類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により工事原価総額を合理的に見積るとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

工事原価総額の見積りにあたっては設計部門及び事業管理部門による判断を伴うため、仕様の変更、材料の購入価格及び作業時間の変動等により、当初の見積額と実際発生原価との間に乖離が生じる可能性があります。これにより見積工事原価総額を変更した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 4百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は640百万円であり、このうち当社の金額は615百万円であります。)

2. 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社の将来の課税所得の見積りにあたっては、主に翌年度予算を基礎としております。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の将来の課税所得の見積りの基礎となる翌年度予算における主要な仮定は、情報システムの個別案件の受注高及び売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量であります。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、受注高及び販売数量が想定より大きく変動することやQCD(品質、コスト、納期)の改善活動の成果等により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる結果となった場合、繰延税金資産が増減し翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委

員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた0百万円は、「自己株式の取得による支出」0百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社が締結している不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務にかかる資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更により原状回復費用の総額が敷金の金額を上回った一部の契約については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り各連結会計期間の負担額を費用計上する方法に変えて、資産除去債務として負債計上することといたしました。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
製品	460百万円	653百万円
仕掛品	1,532	1,585
原材料及び貯蔵品	1,748	1,954
未着原材料	2	41

2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示をしたたな卸資産に対応する工事損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
仕掛品に係るもの	13百万円	24百万円
計	13	24

3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っております。連結貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいております。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	488百万円	505百万円

4 有形固定資産のうち、次の資産は工場財団として借入の担保に供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	92百万円	75百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
土地	3,289	3,289
計	3,382	3,364

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,161百万円	1,251百万円
計	1,161	1,251

5 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,399百万円	11,512百万円

6 コミットメントライン契約には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000百万円	- 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	2,000	-

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価益()又はたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	6百万円	315百万円

- 2 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	13百万円	24百万円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	1,004百万円	990百万円
賞与引当金繰入額	271	371
退職給付費用	90	10
技術研究費	280	393

- 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	280百万円	393百万円

- 5 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社企業グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社企業グループは、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(13百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品10百万円及び無形固定資産2百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

- 6 事業構造改善費用

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

特別転進支援施策の実施に係る特別退職金及び再就職支援費用などによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	-	-
計	0	0
土地再評価差額金：		
当期発生額	-	1
組替調整額	-	-
計	-	1
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	112	492
組替調整額	158	225
計	45	266
税効果調整前合計	44	267
税効果額	14	82
その他の包括利益合計	30	185

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	0百万円	0百万円
税効果額	-	-
税効果調整後	0	0
土地再評価差額金：		
税効果調整前	-	1
税効果額	-	-
税効果調整後	-	1
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	45	266
税効果額	14	82
税効果調整後	31	184
その他の包括利益合計		
税効果調整前	44	267
税効果額	14	82
税効果調整後	30	185

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,830	-	-	2,830
第1種優先株式	800	-	-	800
第2種優先株式	1,500	-	-	1,500
合計	5,130	-	-	5,130
自己株式				
普通株式(注)	5	0	-	6
合計	5	0	-	6

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,830	-	-	2,830
第1種優先株式(注1)	800	-	17	783
第2種優先株式(注2)	1,500	-	40	1,460
合計	5,130	-	57	5,073
自己株式				
普通株式(注3)	6	0	-	6
第1種優先株式(注4)	-	17	17	-
第2種優先株式(注5)	-	40	40	-
合計	6	57	57	6

(注) 1. 第1種優先株式の株式数の減少17千株は、日本電気株式会社の取得請求権の行使により取得及び消却したことによるものであります。

2. 第2種優先株式の株式数の減少40千株は、日本電気株式会社の取得請求権の行使により取得及び消却したことによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

4. 第1種優先株式の自己株式の株式数の増加及び減少17千株は、優先株式の取得請求による自己株式の取得及び消却によるものであります。

5. 第2種優先株式の自己株式の株式数の増加及び減少40千株は、優先株式の取得請求による自己株式の取得及び消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
「現金及び預金」	2,350百万円	2,291百万円
現金及び現金同等物の期末残高	2,350	2,291

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社企業グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	2,350	2,350	-
(2)受取手形及び売掛金	10,977	10,977	-
(3)有価証券及び投資有価証券	0	0	-
資産計	13,328	13,328	-
(1)支払手形及び買掛金	3,056	3,056	-
(2)短期借入金(*)	3,120	3,120	-
(3)長期借入金(*)	2,640	2,630	10
負債計	8,816	8,806	10
デリバティブ取引	-	-	-

(*) 1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)現金及び預金	2,291	2,291	-
(2)受取手形及び売掛金	11,288	11,288	-
(3)有価証券及び投資有価証券	1	1	-
資産計	13,581	13,581	-
(1)支払手形及び買掛金	3,902	3,902	-
(2)短期借入金(*)	3,440	3,440	-
(3)長期借入金(*)	1,760	1,756	3
負債計	9,102	9,098	3
デリバティブ取引	-	-	-

(*) 1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップ特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	13	13

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3.金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内(百万円)
現金及び預金	2,350
受取手形及び売掛金	10,977
合計	13,327

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内(百万円)
現金及び預金	2,291
受取手形及び売掛金	11,288
合計	13,579

4.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,120	-	-	-	-	-
長期借入金	880	880	880	-	-	-
合計	4,000	880	880	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,440	-	-	-	-	-
長期借入金	880	880	-	-	-	-
合計	4,320	880	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	0	1	0
	小計	0	1	0
合計		0	1	0

非上場株式(連結貸借対照表計上額 13百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1	1	0
	小計	1	1	0
合計		1	1	0

非上場株式(連結貸借対照表計上額 13百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	600	400	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	400	200	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、ポイント制に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度(すべて非積立型制度であります。)では、退職給付として、ポイント制に基づいた一時金を支給します。

連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,181百万円	7,582百万円
勤務費用	264	248
利息費用	75	67
数理計算上の差異の発生額	80	47
過去勤務費用の発生額	88	-
退職給付の支払額	774	1,084
その他	4	3
退職給付債務の期末残高	7,582	6,856

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	7,541百万円	7,148百万円
期待運用収益	188	178
数理計算上の差異の発生額	278	539
事業主からの拠出額	125	114
退職給付の支払額	427	398
年金資産の期末残高	7,148	7,582

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	184百万円	209百万円
退職給付に係る資産の期首残高	23	37
退職給付費用	19	23
退職給付の支払額	1	27
制度への拠出額	6	5
退職給付に係る負債の期末残高	209	204
退職給付に係る資産の期末残高	37	41

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,590百万円	4,422百万円
年金資産	7,243	7,683
	2,653	3,261
非積立型制度の退職給付債務	3,259	2,698
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	606	563
退職給付に係る負債	3,259	2,698
退職給付に係る資産	2,653	3,261
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	606	563

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	264百万円	248百万円
利息費用	75	67
期待運用収益	188	178
数理計算上の差異の費用処理額	201	154
過去勤務費用の費用処理額	47	71
簡便法で計算した退職給付費用	19	23
確定給付制度に係る退職給付費用	325	64

(注) 上記以外に、当連結会計年度において特別転進支援施策の実施に伴う特別加算金304百万円を特別損失の「事業構造改善費用」に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	41百万円	71百万円
数理計算上の差異	3	337
合計	45	266

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	276百万円	204百万円
未認識数理計算上の差異	557	895
合計	834	1,100

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	54%	49%
株式	23	31
投資信託	22	19
その他	1	1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.9%	0.9%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	1.9～3.5%	1.9～3.5%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度41百万円、当連結会計年度38百万円であります。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	981百万円	810百万円
税務上の繰越欠損金(注)	880	875
たな卸資産評価損	233	331
減価償却費	148	141
その他	439	446
繰延税金資産小計	2,683	2,605
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	880	806
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,481	1,160
評価性引当額小計	2,362	1,966
繰延税金資産合計	321	640
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	811	998
その他	2	91
繰延税金負債合計	813	1,090
繰延税金資産及び負債()の純額	492	450

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金()	-	111	3	-	196	569	880
評価性引当額	-	111	3	-	196	569	880
繰延税金資産	-	-	-	-	-	0	0

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金()	102	3	-	196	31	541	875
評価性引当額	60	0	-	171	31	541	806
繰延税金資産	41	2	-	24	-	-	69

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.8	0.9
住民税均等割	28.2	1.8
評価性引当額等の影響	89.4	42.3
連結子会社との税率差異	0.4	0.0
税効果を伴わない連結手続上生じた一時差異	0.9	1.0
その他	3.6	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.1	10.0

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社企業グループの報告セグメントは、当社企業グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社企業グループは、事業グループごとに取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社企業グループは、当該事業グループを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報システム」、「電子機器」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な製品は次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
情報システム	表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC
電子機器	接合機器、赤外線機器

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)2	合計
	情報 システム	電子機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,920	4,884	16,805	-	16,805
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,920	4,884	16,805	-	16,805
セグメント利益又は損失()	113	29	83	-	83
セグメント資産	15,837	3,243	19,080	5,735	24,816
その他の項目					
減価償却費	208	50	259	-	259
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	152	34	186	41	228

(注)1. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していないその他の資産であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)2	合計
	情報 システム	電子機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,396	7,798	20,195	-	20,195
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	12,396	7,798	20,195	-	20,195
セグメント利益	166	1,196	1,363	-	1,363
セグメント資産	15,153	4,826	19,980	6,237	26,217
その他の項目					
減価償却費	231	60	291	-	291
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	178	123	301	72	373

(注)1. セグメント利益の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していないその他の資産であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	情報システム	電子機器	合計
外部顧客への売上高	11,920	4,884	16,805

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
14,787	1,532	486	16,805

（注）1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気(株)	4,965	情報システム等
富士通(株)	3,254	情報システム

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	情報システム	電子機器	合計
外部顧客への売上高	12,396	7,798	20,195

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
15,391	3,472	791	20,195

（注）1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気(株)	4,977	情報システム等
富士通(株)	3,748	情報システム等

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、電子機器事業において13百万円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電気株	東京都港区	397,199	社会公共事業、社会基盤事業、エンタープライズ事業、ネットワークサービス事業、システムプラットフォーム事業、グローバル事業	(被所有) 直接 50.25	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	4,027	売掛金	3,412

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。

3. N A Jホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果、2020年1月31日付で、当社の親会社は日本電気株式会社からN A Jホールディングス株式会社に変更になっております。このため取引金額は関連当事者であった期間の金額を、議決権等の被所有割合及び期末残高は関連当事者でなくなった時点の数値をそれぞれ記載しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

N A Jホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産	2,421円14銭	1株当たり純資産	2,851円88銭
1株当たり当期純利益	27円10銭	1株当たり当期純利益	364円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円64銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	235円65銭

(注) 1. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,137	10,296
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,300	2,243
(うち優先株式払込額)	(2,300)	(2,243)
普通株式に係る期末の純資産(百万円)	6,837	8,053
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	2,823	2,823

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	76	1,030
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	76	1,030
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,823	2,823
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,774	1,549
(うち優先株式数(千株))	(1,774)	(1,549)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(優先株式の一部取得及び消却)

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社定款第11条の20の規定に基づく当社発行の第2種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を実施することを決議し、2021年6月11日付で当該株式の取得及び消却を実施いたしました。

1. 取得の理由

将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式への転換に伴う株式の希薄化の抑制をはかるものです。

2. 取得の内容

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 取得株式の種類 | 第2種優先株式 |
| (2) 取得株式の総数 | 第2種優先株式 1,000,000株 |
| (3) 取得価額 | 第2種優先株式 1,002,735円 |
| (4) 取得価額の総額 | 第2種優先株式 1,002,735,000円 |
| (5) 取得先 | 日本電気株式会社 |
| (6) 取得日 | 2021年6月11日 |

(注) 上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっております。

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 第2種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 第2種優先株式 1,000,000株 |
| (3) 消却日 | 2021年6月11日 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,120	3,440	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	880	880	0.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,760	880	0.8	2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	5,760	5,200	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	880	-	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,699	9,143	14,468	20,195
税金等調整前四半期 (当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失() (百万円)	84	285	713	937
親会社株主に帰属す る四半期(当期)純 利益又は親会社株主 に帰属する四半期純 損失() (百万円)	174	323	628	1,030
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 1株当たり四半期純 損失() (円)	61.74	114.54	222.41	364.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 四半期純損失() (円)	61.74	176.28	107.87	142.57

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,336	2,276
受取手形	731	908
売掛金	1 10,238	1 10,368
たな卸資産	2 3,202	2 3,753
前渡金	7	9
前払費用	66	49
関係会社短期貸付金	166	-
未収入金	1 254	1 248
その他	7	5
流動資産合計	17,012	17,620
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3 334	3 431
機械装置及び運搬具	3 43	3 49
工具、器具及び備品	3 116	3 161
土地	3 3,544	3 3,544
建設仮勘定	18	10
有形固定資産合計	4,057	4,198
無形固定資産		
ソフトウェア	78	120
その他	0	0
無形固定資産合計	79	121
投資その他の資産		
投資有価証券	13	14
関係会社株式	450	450
前払年金費用	1,801	2,155
その他	107	109
貸倒引当金	18	18
投資その他の資産合計	2,354	2,710
固定資産合計	6,491	7,030
資産合計	23,504	24,650

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	241	1,586
買掛金	1 3,037	1 2,537
短期借入金	3 4,000	3 4,320
未払金	1 643	1 1,045
未払費用	1 479	1 209
未払法人税等	44	61
前受金	122	199
賞与引当金	467	658
製品保証引当金	99	120
その他	1 59	1 96
流動負債合計	9,194	10,835
固定負債		
長期借入金	1,760	880
繰延税金負債	246	135
再評価に係る繰延税金負債	994	993
退職給付引当金	3,069	2,530
その他	32	112
固定負債合計	6,102	4,651
負債合計	15,297	15,486
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	73	1,029
利益剰余金合計	73	1,029
自己株式	15	15
株主資本合計	5,953	6,909
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	2,253	2,254
評価・換算差額等合計	2,253	2,254
純資産合計	8,206	9,163
負債純資産合計	23,504	24,650

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1 16,798	1 20,161
売上原価	1 13,030	1 15,037
売上総利益	3,768	5,123
販売費及び一般管理費	1, 2 3,716	1, 2 3,818
営業利益	51	1,304
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 5	1 5
その他	17	17
営業外収益合計	23	22
営業外費用		
支払利息	1 52	1 54
事務所移転費用	-	33
その他	24	8
営業外費用合計	77	96
経常利益又は経常損失()	2	1,231
特別利益		
固定資産売却益	0	-
事業移管損失引当金戻入額	58	-
特別利益合計	58	-
特別損失		
減損損失	3 13	-
固定資産除却損	0	5
事業構造改善費用	7	4 314
災害による損失	-	0
特別損失合計	20	321
税引前当期純利益	35	909
法人税、住民税及び事業税	5	7
法人税等調整額	38	111
法人税等合計	32	103
当期純利益	68	1,012

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	5,895	5	5	15	5,885
当期変動額					
当期純利益		68	68		68
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	68	68	0	68
当期末残高	5,895	73	73	15	5,953

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	2,253	2,253	8,139
当期変動額				
当期純利益				68
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0		0	0
当期変動額合計	0	-	0	67
当期末残高	0	2,253	2,253	8,206

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,895	-	-	73	73	15	5,953
当期変動額							
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		57	57	57	57		-
当期純利益				1,012	1,012		1,012
自己株式の取得						57	57
自己株式の消却		57	57			57	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	955	955	0	955
当期末残高	5,895	-	-	1,029	1,029	15	6,909

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	2,253	2,253	8,206
当期変動額				
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替				-
当期純利益				1,012
自己株式の取得				57
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1	1	1
当期変動額合計	0	1	1	957
当期末残高	0	2,254	2,254	9,163

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品及び未着原材料

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事契約

工事完成基準

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の支払利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の売上高20,161百万円のうち、工事進行基準による売上高は8,676百万円であり、売上高の43.0%を占めております。

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。このうち、工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の工事進行基準による収益の見積りにおける主要な仮定は、見積工事原価総額であります。当社が受注する案件は個性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいいため、請負契約ごとに製品に対する専門的な知識を有する設計部門及び事業管理部門が類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により工事原価総額を合理的に見積もるとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

工事原価総額の見積りにあたっては設計部門及び事業管理部門による判断を伴うため、仕様の変更、材料の購入価格及び作業時間の変動等により、当初の見積額と実際発生原価との間に乖離が生じる可能性があります。これにより見積工事原価総額を変更した場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 - 百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は615百万円であります。)

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社の将来の課税所得の見積りにあたっては、主に翌年度予算を基礎としております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社の将来の課税所得の見積りの基礎となる翌年度予算における主要な仮定は、情報システムの個別案件の受注高及び売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量にあります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定については、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、受注高及び販売数量が想定より大きく変動することやQCD(品質、コスト、納期)の改善活動の成果等により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる結果となった場合、繰延税金資産が増減し翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「受取手数料」及び「技術指導料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「受取手数料」4百万円及び「技術指導料」6百万円は「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社が締結している不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務にかかる資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

当該見積りの変更により原状回復費用の総額が敷金の金額を上回った一部の契約については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り各会計期間の負担額を費用計上する方法に変えて、資産除去債務として負債計上することといたしました。

なお、当該見積りの変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	257百万円	151百万円
短期金銭債務	254	311

2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
製品	358百万円	574百万円
仕掛品	1,342	1,432
原材料及び貯蔵品	1,498	1,704
未着原材料	2	41

3 有形固定資産のうち、次の資産は工場財団として下記借入の担保に供しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	92百万円	75百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
土地	3,289	3,289
計	3,382	3,364

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,161百万円	1,251百万円
計	1,161	1,251

4 コミットメントライン契約には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000百万円	- 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	2,000	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,027百万円	0百万円
仕入高	1,753	1,812
その他の営業取引高	646	362
営業取引以外の取引高	7	10

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度53%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度47%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	965百万円	956百万円
賞与引当金繰入額	258	358
減価償却費	62	66
技術研究費	280	393

3 減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社は、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(13百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品10百万円及び無形固定資産2百万円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

4 事業構造改善費用

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

特別転進支援施策の実施に係る特別退職金及び再就職支援費用などによるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は450百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は450百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	925百万円	760百万円
税務上の繰越欠損金	878	869
関係会社株式評価損	368	368
たな卸資産評価損	233	324
減価償却費	128	118
その他	420	413
繰延税金資産小計	2,955	2,855
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	878	800
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,768	1,439
評価性引当額小計	2,647	2,239
繰延税金資産合計	307	615
繰延税金負債		
前払年金費用	551	659
その他	2	91
繰延税金負債合計	553	750
繰延税金資産及び負債()の純額	246	135

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.7	0.6
住民税均等割	49.2	1.8
評価性引当額等の影響	183.1	44.9
その他	2.6	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	92.3	11.3

(重要な後発事象)

(優先株式の一部取得及び消却)

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、当社定款第11条の20の規定に基づく当社発行の第2種優先株式の一部取得及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を実施することを決議し、2021年6月11日付で当該株式の取得及び消却を実施いたしました。

1. 取得の理由

将来にわたる優先株式の配当負担の軽減と普通株式への転換に伴う株式の希薄化の抑制をはかるものです。

2. 取得の内容

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 取得株式の種類 | 第2種優先株式 |
| (2) 取得株式の総数 | 第2種優先株式 1,000,000株 |
| (3) 取得価額 | 第2種優先株式 1,002.735円 |
| (4) 取得価額の総額 | 第2種優先株式 1,002,735,000円 |
| (5) 取得先 | 日本電気株式会社 |
| (6) 取得日 | 2021年6月11日 |

(注) 上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっております。

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 第2種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 第2種優先株式 1,000,000株 |
| (3) 消却日 | 2021年6月11日 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	2,776	158	89	54	2,846	2,414
	機械装置及び運搬具	2,934	16	19	10	2,930	2,880
	工具、器具及び備品	2,943	(注1)182	33	138	3,092	2,931
	土地	3,544 [3,248]	-	-	-	3,544 [3,248]	-
	建設仮勘定	18	264	272	-	10	-
	計	12,218 [3,248]	622	415	202	12,425 [3,248]	8,226
無形固定資産	ソフトウェア	528	73	-	31	602	481
	その他	500	-	1	-	499	498
	計	1,029	73	1	31	1,101	980

(注) 1. 「工具、器具及び備品」の当期増加額の主なものは、情報システム用生産設備であります。

2. []内は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価に係る再評価差額であり、土地の内数でもあります。

3. 「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額を記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	18	-	-	18
賞与引当金	467	658	467	658
製品保証引当金	99	120	99	120

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.avio.co.jp/ir/index.htm
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利及び株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はN A Jホールディングス株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第70期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月24日関東財務局長に提出

2 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月24日関東財務局長に提出

3 四半期報告書及び確認書

（第71期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年7月31日関東財務局長に提出

（第71期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月4日関東財務局長に提出

（第71期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月3日関東財務局長に提出

4 臨時報告書

2020年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年3月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

5 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月1日関東財務局長に提出

2020年6月25日提出の臨時報告書（定時株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 6月23日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武藤 太一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諸 富 英 之 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年5月26日開催の取締役会において、優先株式の一部取得及び消却を実施することを決議し、2021年6月11日付で当該株式の取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準、及び注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。</p> <p>当連結会計年度の売上高20,195百万円のうち、工事進行基準による売上高は8,676百万円と43.0%を占めている。なお、工事進行基準による売上高は全て日本アビオニクス株式会社が計上したものである。</p> <p>工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社が受注する案件は個性性が強く、工事原価総額の見積りに当たっては画一的な判断尺度を得られにくい。このため、案件ごとに製品に対する専門的な知識を有する設計部門及び事業管理部門が類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により工事原価総額を見積もっているが、見積りに当たっては設計部門及び事業管理部門による判断を伴い不確実性を伴うものとなる。</p> <p>また、会社が受注する案件は一般に長期にわたることから、案件の進捗等に伴い様々な要因で実際発生原価と当初の見積額との間に乖離が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、工事収益及び工事進捗度の計算に当たり、工事原価総額の見積りが特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事進行基準における工事原価総額の見積りの妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 工事原価総額の見積りに関する会社の以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書（案件の原価管理のために作成され承認された予算書）が専門知識を有する設計部門及び事業管理部門による積上げ計算により作成され、必要な承認により信頼性が確保されるための統制 ・案件の進捗状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて、適時に工事原価総額の見積りの改訂が行われる体制 <p>(2) 工事原価総額の見積りの妥当性の評価 請負額、案件損益、案件の内容、案件の進捗状況等の内容に照らして、工事原価総額の見積りの不確実性が相対的に高い案件を識別し、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事原価総額の見積りについて、その計算の基礎となる実行予算書と照合し、見積原価が積上げにより計算されているか、また、実行予算書の中に、将来の不確実性に対応することを理由として異常な金額の調整項目が入っていないかどうか検討を行った。 ・当初の工事原価総額について、既発生原価と今後発生予定の工事原価の見積額のそれぞれと比較し、当該変動が一定の割合以上のものについては、工事原価見積変更申請書及び根拠資料等との照合により、その変動内容が案件の実態が反映されたものであるかどうか検討した。 ・案件の管理資料を閲覧し、利益率の変動や納期と進捗率を比較するとともに、会社への質問により、工事原価総額の見積りの変更の要否に関する会社の判断を評価した。 ・工事原価総額の事前の見積額とその確定額又は再見積額を比較することによって、工事原価総額の見積りプロセスの評価を行った。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産4百万円を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は640百万円であり、このうち日本アビオニクス株式会社の金額が615百万円である。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しており、将来の課税所得の見積りは主に翌年度予算を基礎としている。</p> <p>将来の課税所得の見積りの基礎となる翌年度予算における重要な仮定は、情報システムの個別案件の受注高及び売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、翌年度予算における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について検討するとともに、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討に当たっては、取締役会によって承認された翌年度予算との整合性を検討した。 ・経営者の予算策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の予算と実績とを比較した。 ・翌年度予算における重要な仮定である情報システムの個別案件の受注高及び売上総利益率、並びに、電子機器の販売数量について、経営者及び事業担当役員と協議するとともに、情報システムの個別案件の受注高及び電子機器の販売数量について、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部データとの比較を実施した。また、情報システムの売上総利益率について、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・翌年度予算に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性に関する評価について検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アビオニクス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本アビオニクス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

日本アビオニクス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武藤 太一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諸 富 英 之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2021年5月26日開催の取締役会において、優先株式の一部取得及び消却を実施することを決議し、2021年6月11日付で当該株式の取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準

会社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

当事業年度の売上高20,161百万円のうち、工事進行基準による売上高は8,676百万円と43.0%を占めている。

関連する開示は、注記事項（重要な会計方針）5.重要な収益及び費用の計上基準、及び注記事項（重要な会計上の見積り）に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

繰延税金資産の回収可能性

会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上、繰延税金負債135百万円を計上している。また、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は615百万円である。

関連する開示は、注記事項（重要な会計上の見積り）に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。